参考資料6-1

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 （規則第6条の9）	就労継続支援A型事業 （規則第6条の10第1項）	就労継続支援B型事業 （規則第6条の10第2項）	就労定着支援事業 （規則第6条の10）
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 （標準利用期間：2年） ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 （利用期間：制限なし）	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 （利用期間：制限なし）	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 （利用期間：3年）
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	468～1，128単位／日 ＜定員20人以下の場合＞ ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	319～724単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※「1日の平均労働時間」、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」、「地域連携活動」の5つの項目による総合評価	Ⅰ.「平均工賃月額」に応じた報酬体系 566～702単位／日 ＜定員20人以下、人員配置7.5：1の場合＞ ※平均工賃月額が高いほど高い報酬 Ⅱ.「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系 556単位／日 ＜定員20人以下の場合＞	1，046～3，449単位／月 ＜利用者数20人以下の場合＞ ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い報酬
事業所数	**2,992事業所** （国保連データ令和3年4月）	**3,946事業所** （国保連データ令和3年4月）	**14,060事業所** （国保連データ令和3年4月）	**1,343事業所** （国保連データ令和3年4月）
利用者数	35,716人 （国保連データ令和3年4月）	77,307人 （国保連データ令和3年4月）	290,559人 （国保連データ令和3年4月）	13,141人 （国保連データ令和3年4月）

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和３年４月現在　336センター）

雇用と福祉のネットワーク

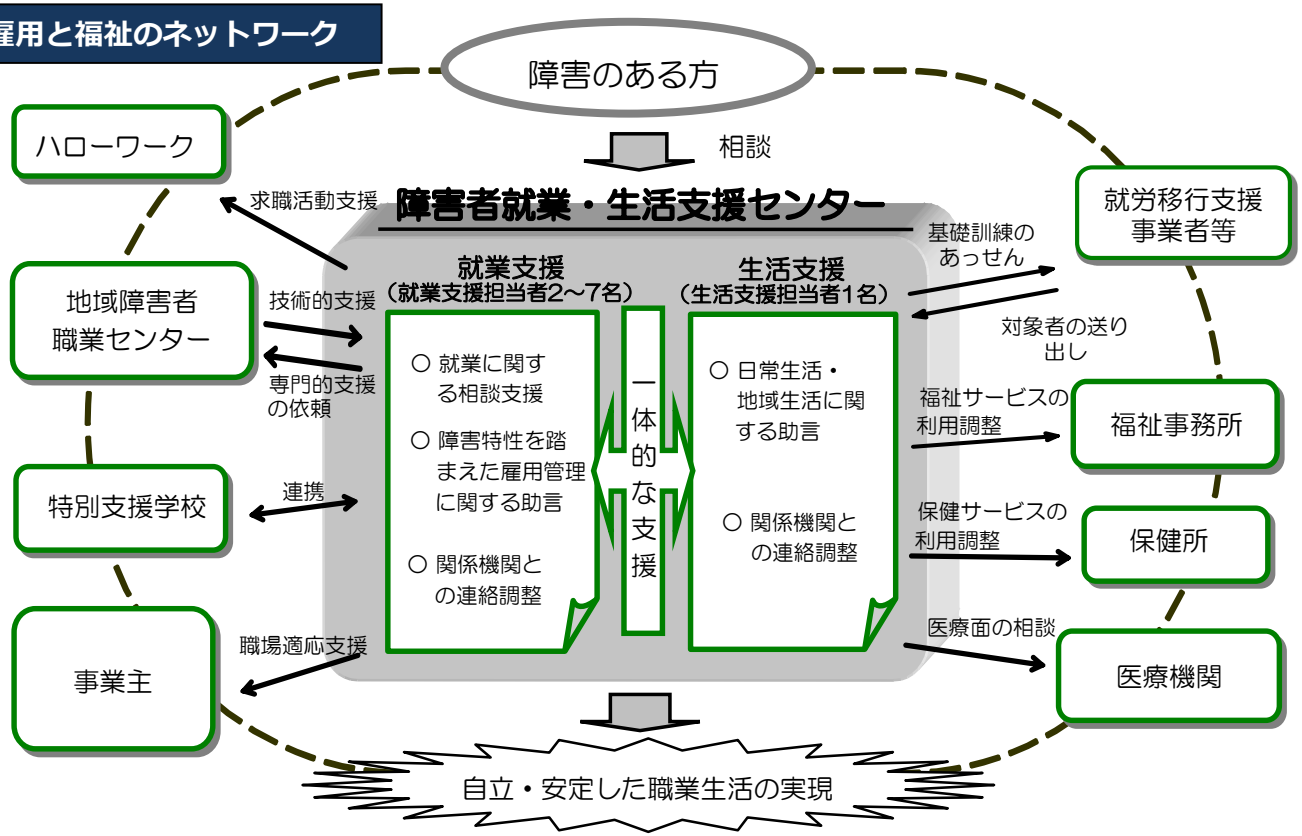

【令和２年度実績】
支援対象障害者数：　204,394人
相談・支援件数：　支援対象障害者　1,280,416件　　事業所　437,536件
就職件数（一般事業所）：　14,984件　　就職率：　72.7%
定着率（１年）：　81.2%

業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

＜就業面での支援＞

○ 就業に関する相談支援
- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援

○ 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○ 関係機関との連絡調整

＜生活面での支援＞

○　日常生活・地域生活に関する助言
- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

○　関係機関との連絡調整

【事業所数、人員数、研修受講者数】

事業所数

就労系障害福祉サービス事業所	**就労移行支援**	**2,992**
	就労継続支援Ａ型	3,946
	就労継続支援Ｂ型	14,060
	就労定着支援	**1,343**
障害者就業・生活支援センター		**336**
職場適応援助者		－

令和3年4月時点

人員数

就労系障害福祉サービス	**就労支援員**	**4,600～7,600程度**
	職業指導員・生活支援員	56,000～92,000程度 ※1
	就労定着支援員	**1,300～1,400程度**
障害者就業・生活支援センター	**就業支援担当者**	**1,274** ※2
	生活支援担当者	**470程度** ※3
職場適応援助者		**1,042** ※4

※1：就労系障害福祉サービスの人員数は、各事業所の人員数を把握できる既存データがないため、便宜的に、報酬算定上のデータから算出した利用定員又は利用者数ごとの事業所数と人員基準上必要な人員数に基づいて試算した概算人数であり、実際の人員数が必ずしもこれらの数値の範囲内ではない可能性に留意が必要。
※2：主任就業支援担当者を含む数。令和2年度末時点
※3：令和３年度地域生活支援事業費補助金の内示状況等による推計人数。
※4：職場適応援助者の人員数は、地域障害者職業センターに配置された人数と、当該年度に障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）の受給資格認定により把握した人数。令和2年度実績

研修受講者数

研修受講者数	令和元年度	令和2年度
就業支援基礎研修	**2,652**	**2,089**
障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修	**233**	**27**
職場適応援助者養成研修	**1,418**	**497** ※1

※1： 令和元年度実績の内訳：訪問型588人、企業在籍型830人
令和２年度実績の内訳：訪問型215人、企業在籍型282人

都道府県別「就労移行支援」事業所数

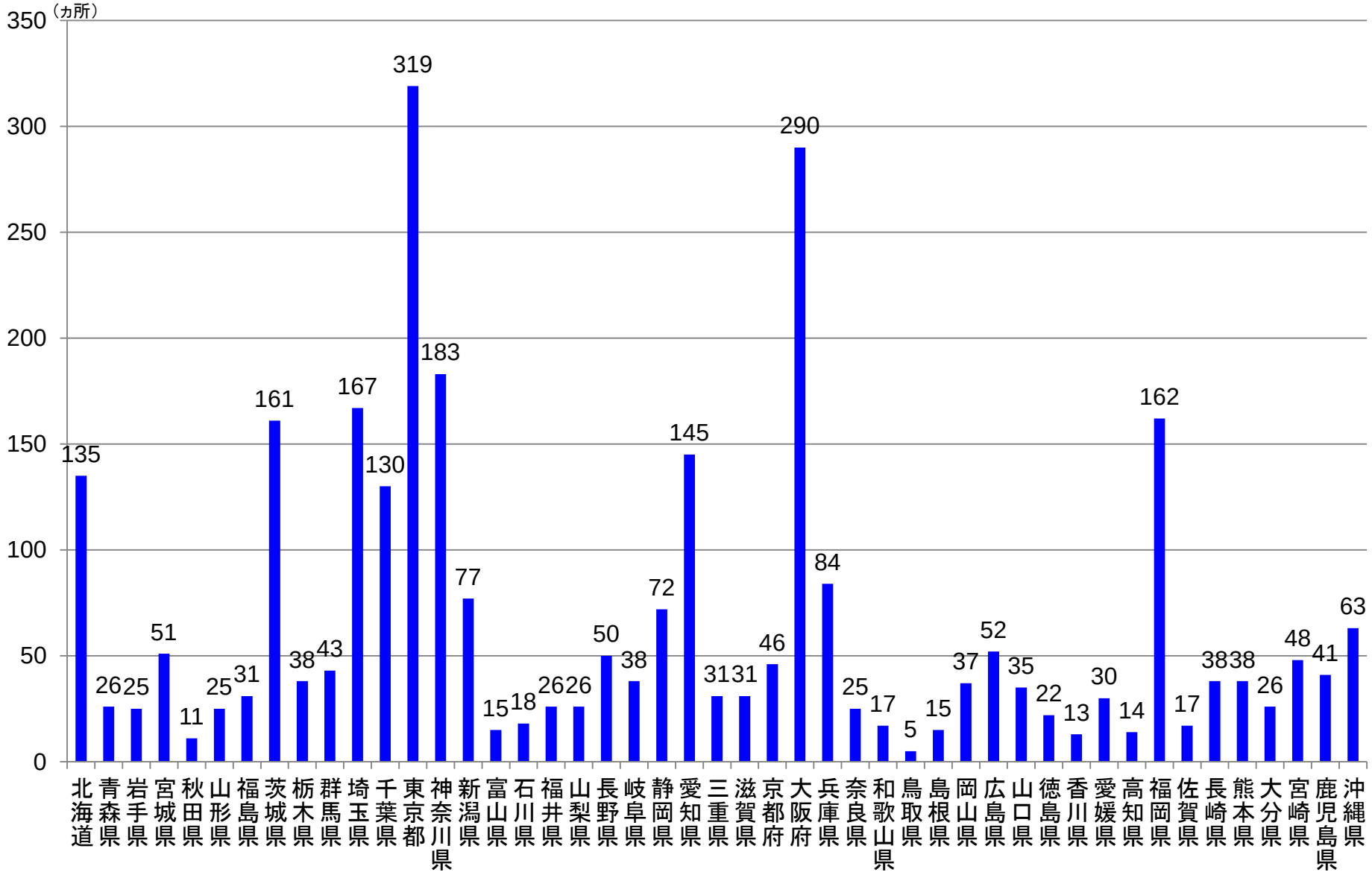

【出典】令和3年4月国保連データ

都道府県別「就労定着支援」事業所数

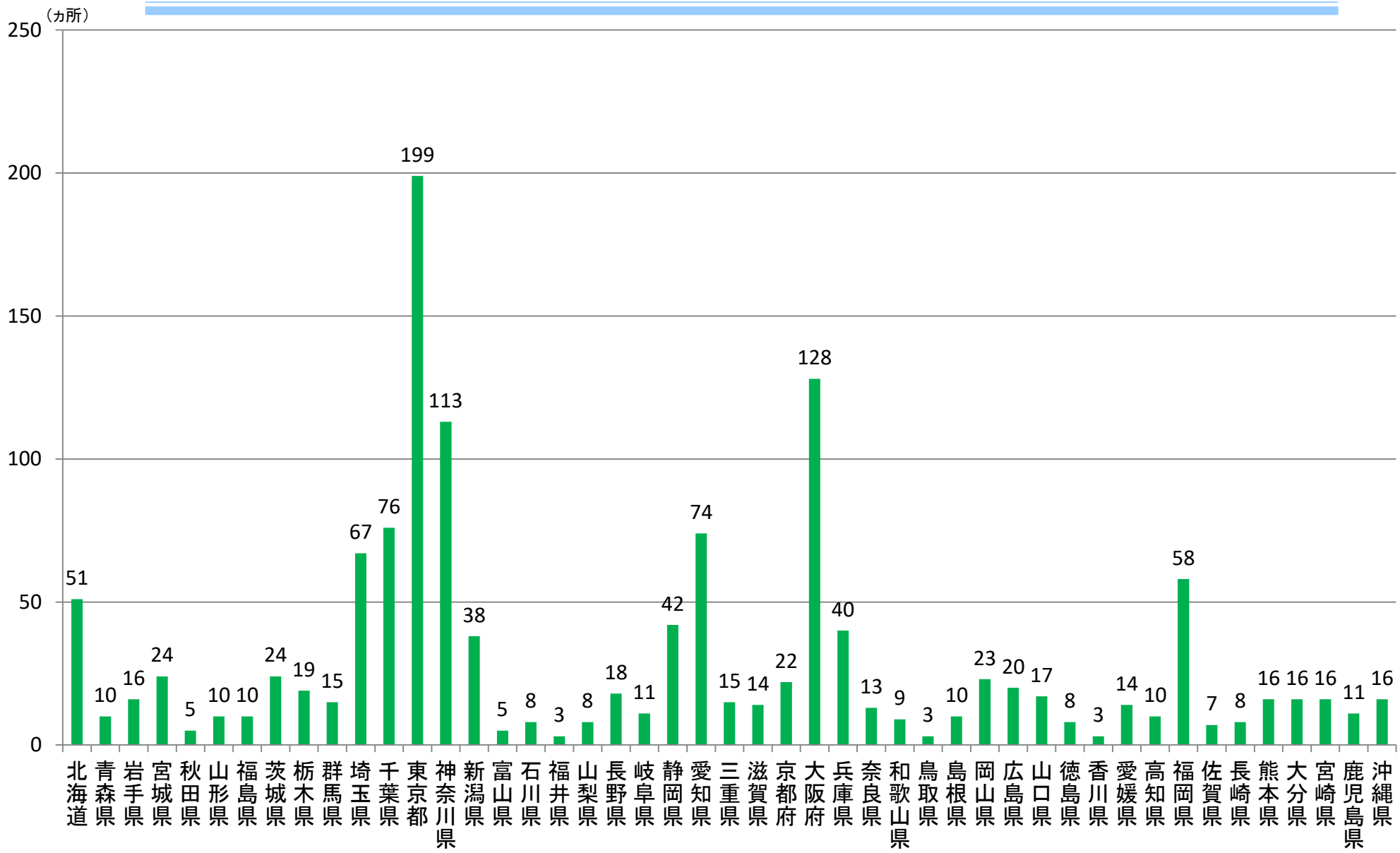

【出典】令和3年4月国保連データ

都道府県別「障害者就業・生活支援センター」数

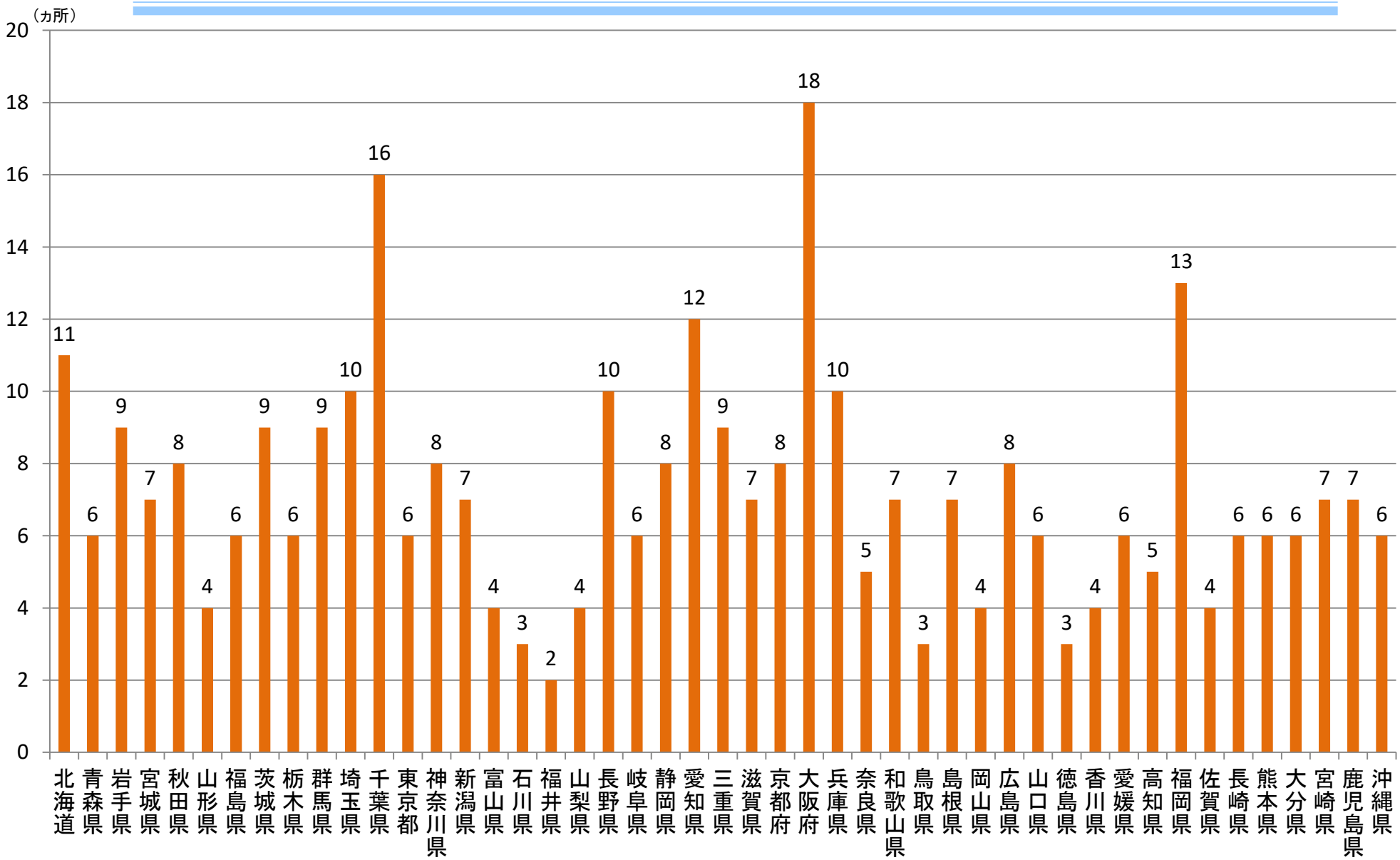

都道府県別就労継続支援（A型）事業所数

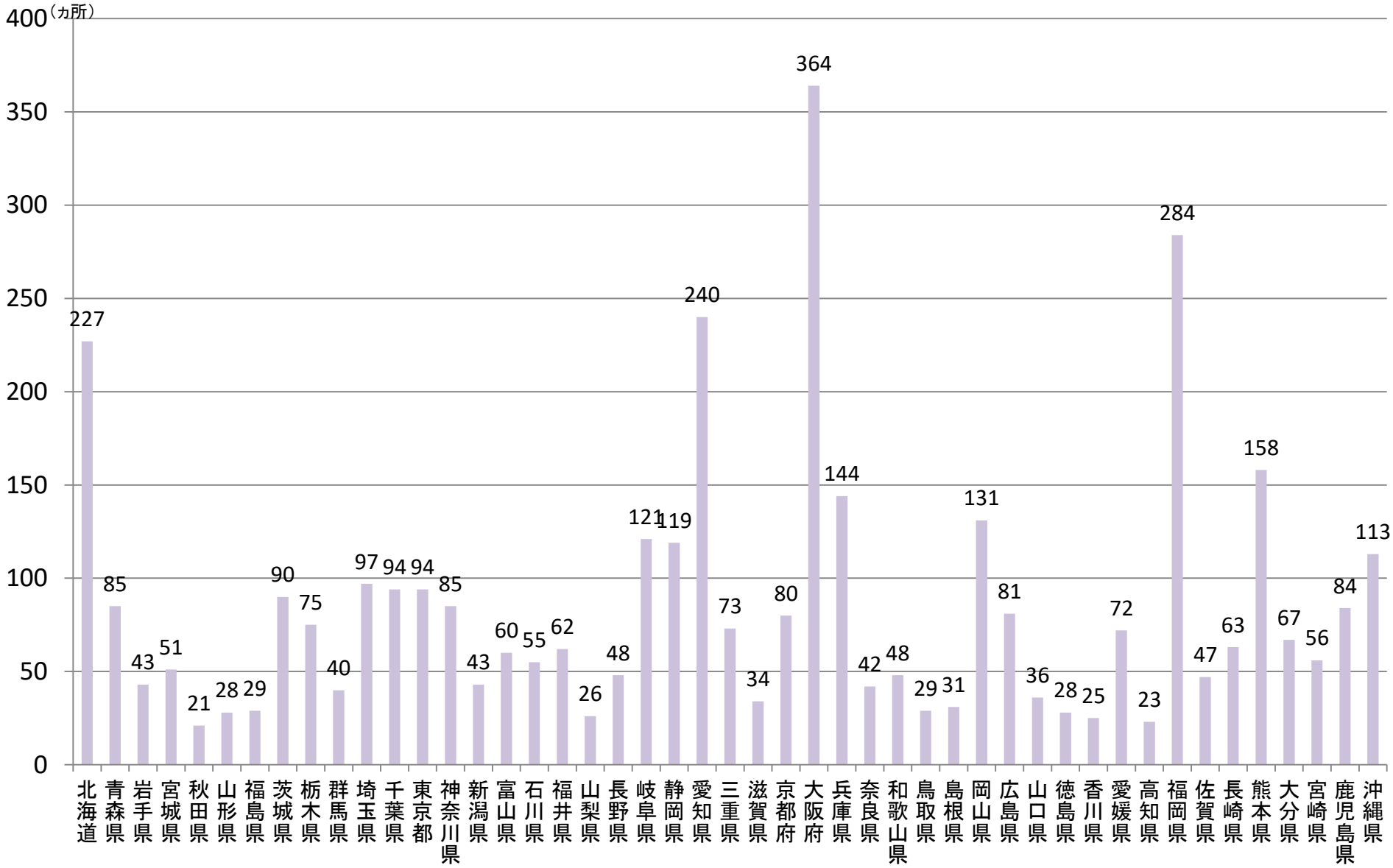

【出典】令和3年4月国保連データ

参考

都道府県別就労継続支援(B型)事業所数

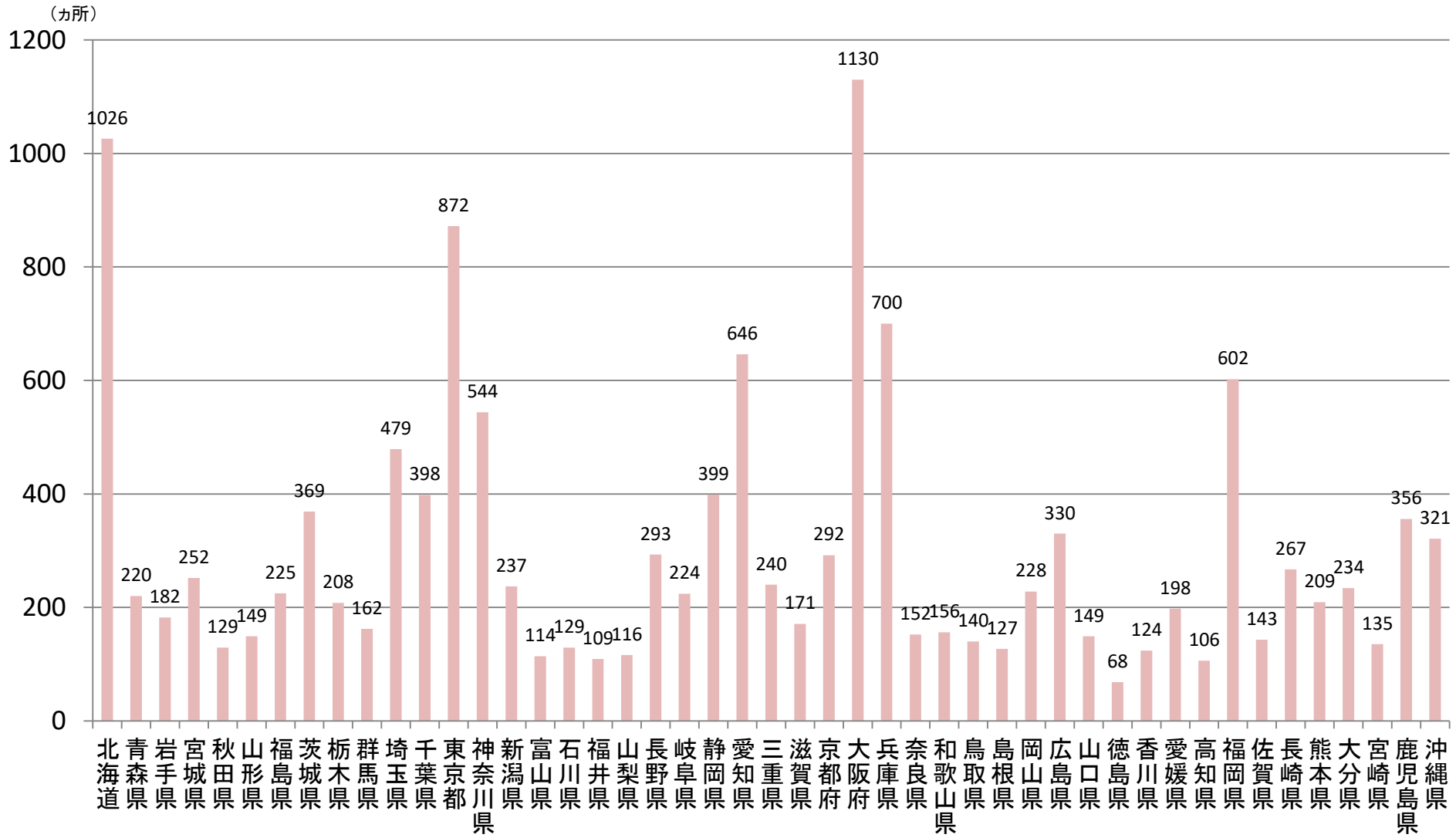

【出典】令和3年4月国保連データ